種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。

## ■ 自営業・学生など(第1号被保険者)

	- 5 104 101 104 104 7		
こんなとき	どうする	届け出先	変 更 後 の 被保険者の種別
全社目・小校目に かった	厚生年金・共済年金への加入手 続きをする	勤務先	第 2 号被保険者
	第3号被保険者への種別変更の 手続きをする	配偶者の勤務先	第 3 号被保険者

## ■ 会社員・公務員(第2号被保険者)

こんなとき	どうする	届け出先	変 更 後 の 被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする (被扶養配偶者も同様)	市町村	第 1 号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶 養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の 手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

## ■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

こんなとき	どうする	届け出先	変 更 後 の 被保険者の種別
年収が 130 万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手 続きをする	市町村	第 1 号被保険者
	第1号被保険者への種別変更手 続きをする	市町村	第 1 号被保険者
会社員・公務員になった	第2号被保険者への種別変更手 続きをする	勤務先	第2号被保険者

## ■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変 更 後 の 被保険者の種別
自営業・学生など	国民年金の加入手続きをする	市町村	第 1 号被保険者
会社員・公務員	(すでに第2号被保険者の場合は	手続きは不要です)	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚してい て扶養されている	第3号被保険者となる手続きを する	配偶者の勤務先	第3号被保険者

問合せ先	带広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) 🕿 0155(25)8113
	役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213

# 住民登録は正しく行われていますか?

住民票(住民基本台帳)には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健 康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)の提示をお願いします。

個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届(転入、転出、転居)の手続きをされる場 合は、必ず同カードをご持参ください。

# DV(ドメスティックバイオレンス)およびストーカー行為等の被害者の方は 申出によって住民基本台帳・附票の交付・閲覧を制限できます。

### 1 支援措置の内容

DVを受け家を出た被害者の新住所を加害者が把握できないようにするため、また、ストーカー被害者の新 住所を加害者が探索できないようにするため、被害者の住民票・戸籍の附票の交付・閲覧を制限することがで

- ●加害者からの閲覧・交付請求を不当な請求として拒否します。
- ●成りすまし防止のため、被害者(=支援対象者)からの交付請求にも、その都度、本人確認をより厳格に行
- ●郵便請求や代理人、使者からの請求には原則応じられません。

### 2 支援措置を受けるには

- ●DVおよびストーカー行為等の被害者であり、警察等の機関に相談され支援の必要性があると判断された方 が対象になります。
- ●被害者から町へ支援措置を求める旨の申出をし、町は支援措置の必要性について警察等の機関に意見を聴き
- ●支援措置の期間は、申出の日から1年間です。(延長可能です。)

# ~詳しくは、役場住民課戸籍年金係にお問い合わせください~

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213